

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本港湾労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 29 年 3 月 7 日以降

2 場所

別記のとおり

3 要求事項

賃金引上げ等

平成 29 年 3 月 6 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 記

三ツ輪運輸株式会社、北海道石炭荷役株式会社、ノーススタートランスポート株式会社、大同倉庫株式会社、小樽開発埠頭株式会社、留萌キクタ港運株式会社、釧路港運作業株式会社、協立海上運輸株式会社（以上、北海道）、八戸港湾運送株式会社、新丸港運株式会社、東北臨海興業株式会社、株式会社リントラ、八戸通運株式会社、八戸通運工業株式会社、八戸物流サービス有限会社、相互運送有限会社

(以上、青森)、宮古港湾運送株式会社、宮古生コンクリート株式会社、岩手興産株式会社(以上、岩手)、塩釜港運株式会社、三陸運輸株式会社、三陸輸送株式会社、有限会社港運輸送、塩釜港船舶給水株式会社(以上、宮城)、秋田海陸運送株式会社、秋田車両整備株式会社(以上、秋田)、酒田海陸運送株式会社(山形)、小名浜海陸運送株式会社、三洋海運株式会社小名浜支店、有限会社泉産業、平共立運送株式会社(以上、福島)、日立埠頭株式会社(茨城)、株式会社リンコーコーポレーション、日本海倉庫株式会社、新潟東洋埠頭株式会社、富士運輸株式会社、新光港運株式会社、丸肥運送倉庫株式会社、リンコー運輸株式会社、直江津海陸運送株式会社(以上、新潟)、伏木海陸運送株式会社、丸共シーランド株式会社、伏木貨物自動車株式会社、北陸日本海油送株式会社、富山港湾運送株式会社、富山太平洋物流株式会社、F K Kエンジニアリング株式会社、日本海産業株式会社、F K Kエアーサービス株式会社、一般社団法人全日検北陸事業所伏木(以上、富山)、七尾海陸運送株式会社、一般社団法人全日検北陸事業所七尾(以上、石川)、敦賀海陸運輸株式会社、一般社団法人全日検北陸事業所敦賀(以上、福井)、一般社団法人全日検名古屋支部、一般社団法人日本貨物検数協会名古屋支部、愛知海運株式会社、由良海運株式会社(以上、愛知)、日本トランスシティ株式会社、伊勢湾倉庫株式会社(以上、三重)、飯野港運株式会社、一般社団法人全日検北陸事業所舞鶴(以上、京都)、有限会社岡崎公栄社、本四海峡バス株式会社大阪支所、日本郵便輸送株式会社近畿支社堺営業所(以上、大阪)、

株式会社神戸フェリーセンター、宝塚都市環境サービス株式会社、本四海峡バス株式会社洲本営業所、本四海峡バス株式会社大磯営業所、山陽バス株式会社垂水営業所、山陽バス株式会社小東山営業所（以上、兵庫）、境港海陸運送株式会社（鳥取）、本四海峡バス株式会社徳島営業所、徳島港湾荷役株式会社、徳島急送株式会社（以上、徳島）、坂出東洋埠頭株式会社、株式会社坂出郵船組、詫間港運株式会社、日本通運株式会社坂出支店（香川）、高知港運株式会社（高知）、博多港運株式会社、博多海陸運送株式会社（以上、福岡）、株式会社九商コーポレーション、九商産業株式会社、株式会社小値賀共運組（以上、長崎）、中川運輸株式会社、鹿児島海陸運送株式会社、株式会社共進組、第一海運株式会社、鹿商海運株式会社（以上、鹿児島）、株式会社オウ・ティ・ケイ、沖縄港運株式会社、琉球港運株式会社、株式会社第一港運、琉球物流株式会社、沖縄第一倉庫株式会社、第一荷役運送株式会社、那覇埠頭倉庫株式会社、株式会社東洋、琉球倉庫運輸株式会社、琉球物流運輸株式会社、マルエー物流株式会社、株式会社沖縄急送、株式会社きょうはい、株式会社小禄運輸、株式会社ロジカルサポート、沖縄セメント工業株式会社、琉球海運株式会社、一般社団法人全沖縄検数協会、八重山港運株式会社、美崎運輸株式会社、石垣港運株式会社、株式会社沖縄コンクリート（以上、沖縄）